

2020 年 5 月 27 日

第三者評価契約(予定)施設 管理者 様
第三者評価契約(予定)施設 管理者 様

公益社団法人 岡山県社会福祉士会
第三者評価委員会

コロナウィルスの感染拡大による緊急事態宣言の解除と
今後の評価活動について

謹啓 青葉の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、福祉サービス第三者評価事業並びに社会的養護施設第三者評価事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。この度のコロナウィルスの関係で、貴施設におかれましてはその対応に忙しくされているかと存じます。

さて、本委員会においては、4 月 16 日に緊急事態宣言が全国に追加発出される以前から、既に契約済みの施設に対しては施設管理者と連絡を取りながら評価活動の一部延期を伝え活動自粛をして参りました。

あわせて、評価事業の主催者である岡山県並びに全国社会福祉協議会へは今後の対応について本会より問い合わせをいたしました(このことについては、緊急事態宣言の発出中の活動自粛のみの回答がありました)。

この度、5 月 7 日に一部都道府県を除き岡山県の緊急事態宣言が解除され、全社協から添付の通り 5 月 11 日付けで通知がなされました。その後、本日(5 月 27 日)に既に潜伏期間といわれる 2 週間+約 1 週間が経過しましたが、新規の感染者が出ていないことが確認出来ました。加えて、5 月 25 日に緊急事態宣言がすべての都道府県において解除がされましたので、徐々に活動を再開したいと考えております。

今回の事態においては、緊急事態であることとはいえ、皆様に対し十分に情報を提供できなかったことについてお詫び申し上げます。

今後の活動再開においては貴施設との連絡を密にしながら、可能な範囲での活動再開(場合によっては来年度に評価を延期も含む)を徐々に進めていけたらと思いますが、ご承知の通り本会は職能団体であり、評価者の多くが様々な医療・福祉施設に所属しており、所属施設から活動自粛の業務命令がなされた場合、当初予定の 3 名の評価者を派遣できずやむなく 2 名体制で活動を行う事になるかもしれません。また、評価者が確保できない場合は評価の延期も選択肢の 1 つとして考えざるを得なくなるかもしれません。その場合、評価の義務化がなされている社会的養護施設第三者評価事業を優先させていただき、それ以外の

評価につきましては、可能であれば次年度へ延期させていただく可能性がございます。その際は、ご容赦願います。

なお、特に社会的養護施設におかれましては義務期間の 3 年目にあたることから、今年度スタート時点が 4 月から 2 ヶ月遅れていること、並びにこのようなコロナ禍で評価活動並びに施設への立ち入りが難しい状況が今後も発生する危険性が十分あることから、引き続き岡山県並びに全国社会福祉協議会へ延期を含め安全な評価活動の実施に向け要望をしていくつもりです。

また、今後第 2 派の感染拡大も予想されています。その場合は、添付の「新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP)_第三者評価委員会部分抜粋」(現在はオレンジ色の部分)にしたがって対応して参りたいと考えて入ります。

以上の状況をご理解いただき、引き続き本会活動にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

謹白